

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 3 0 年 第 2 回 有 田 川 町 議 会 定 例 会)

平成 3 0 年 6 月 1 9 日

午後 9 時 3 0 分 開 議

於 議 場

- 日程第 1 発委第 2 号 2 0 2 5 日 本 万 国 博 覧 会 の 大 阪 ・ 関 西 へ の 誘 致 に 係 る 決 議 に つ
いて
- 日程第 2 発委第 3 号 (仮称) 海南・紀美野風力発電事業に対する林地開発の不許可
を求める意見書の提出について
- 日程第 3 報告第 19 号 一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について
- 日程第 4 議案第 45 号 平成 3 0 年 度 有 田 川 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 日程第 5 議案第 47 号 有田川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 48 号 有田川町地域振興基金条例及び有田川町低炭素社会づくり推進
基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 49 号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第 8 議案第 50 号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 9 議案第 51 号 財産の取得について
- 日程第 10 議案第 52 号 有田川町道路線の認定について
- 日程第 11 議案第 55 号 有田川町農業委員会委員の任命の同意について
- 日程第 12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 13 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件
- 日程第 14 特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第 15 議員派遣の件
- 日程第 16 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである (1 5 名)

1 番	堀 江 眞 智 子	2 番	増 谷 憲
3 番	椿 原 竜 二	4 番	中 島 詳 裕
5 番	星 田 仁 志	7 番	谷 畑 進
8 番	小 林 英 世	9 番	林 宣 男
10 番	殿 井 堯	11 番	佐々木 裕 哲
12 番	岡 省 吾	13 番	森 谷 信 哉
14 番	新 家 弘	15 番	湊 正 剛
16 番	亀 井 次 男		

3 欠席議員は次のとおりである (1 名)

6 番 片 畑 進 之

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

3番 椿原竜二

14番 新家弘

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（12名）

町長	中山正隆	住民税務部長	山田展生
福祉保健部長	前久保眞次	総務政策部長	中裕準
消防長	栗栖誠	産業振興部長	立石裕視
建設環境部長	鈴木幸敏	総務課長	竹中幸生
財務課長	中屋正也	企画調整課長	森田栄一
教育長	楠木茂	教育部長	井上光生

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 一ツ田友也 書記 細野鶴子

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

6番、片畑進之君から欠席の届け出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか11人であります。

……………日程第1 発委第2号……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、発委第2号、2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、森谷信哉君。

○議会運営委員長（森谷信哉）

発委第2号、2025日本万国博覧会の大阪・関西への誘致に係る決議について、提案理由を申し上げます。なお、お手元に配付させていただきました決議案の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

2025年国際博覧会の誘致に関する決議（案）

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業のイノベーションや観光振興が期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、和歌山県における産

業振興や観光文化交流等を促進するとともに、県内各地域の振興にも寄与することが期待できる。

本町においても、国の重要文化的景観に選定された「蘭島（あらぎ島）及び三田・清水の農山村景観」を、国内外の多くの皆さんに体験していただける、またとない機会である。

よって、有田川町議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内機運の醸成など、2025日本万国博覧会誘致委員会の招致活動を支援し協力する。

以上、決議する。

平成30年6月19日

有田川町議会

慎重に御審議いただき、御賛同賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

発委第2号について反対の立場から討論させていただきます。

大阪・関西における国際博覧会の開催を支持し、誘致活動を指示、協力する決議案となっております。2025年に大阪誘致を目指す国際博覧会はカジノを中心とした、いわゆるIR、総合型リゾートと一体の計画になっています。反対する第1の理由はまさにこのカジノであります。刑法が禁じる賭博であり、他人の不幸の上に成り立つビジネスであります。国民の7割が反対するカジノ法案が昨日、国会でも強行採決されました。このような内容であります。

第2に会場予定地である人工島、舞洲は地盤が脆弱で、巨大地震が起きれば液状化や津波にのみ込まれる可能性が極めて大きい点であります。

第3に、会場建設費や運営費、鉄道整備費、その他の関連事業などに巨額な財政負担を費やすこととなります。この負担を和歌山県にも当然、求めてくると思います。

以上の問題から、発委第2号、万博の大阪・関西への誘致を指示、支援、協力する決議には賛成できないので、反対討論といたします。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第2 発委第3号……………

○議長（殿井 堯）

日程第2、発委第3号、（仮称）海南・紀美野風力発電事業に対する林地開発の不許可を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者である産業建設住民常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

産業建設住民常任委員長、谷畑進君。

○産業建設住民常任委員長（谷畑 進）

議長のお許しが出ましたので、提案理由を申し上げます。

発委第3号、（仮称）海南・紀美野風力発電事業に対する林地開発の不許可を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

なお、お手元に配布させていただきました意見書案の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

（仮称）海南・紀美野風力発電事業に対する林地開発の不許可を求める意見書（案）

合同会社NEW-03インベストメント（日本風力エネルギー株式会社）が計画している風力発電事業は、事業名称には有田川町は入っていないが、実施区域面積1,177haの60%が有田川町になっている。しかも1基4500キロワットと世界最大級の発電用風車を全体で15基設置しようとしている。

町民には計画内容を一部にしか知らせず、住民説明会では参加者も少なかった。また、質問を制限する姿勢で、説明も十分されたとはいえない。

建設予定地に近い上六川・西・黒松区は、県知事に反対の意見書を提出するとともに、建設反対の看板を設置して反対の意思表示を明確にしている。

設置場所は尾根伝いとなっているため、建設は道路も含めた付帯工事を入れて大規模に山を削り、地盤の弱いところへの建設となる。ゲリラ豪雨の発生頻度が高い昨今、広範囲にわたり土砂災害の危険性や、環境問題になっている低周波・風切音による人

体・動植物への被害など懸念される。

以上のことから、到底建設を認めることは出来ない。このような事業計画を中止させることができるのは、県知事が林地開発を許可しないということである。そしてこれこそが町民の願いにそった最大の姿勢となる。

よって知事は事業者に対して、（仮称）海南・紀美野風力発電事業にかかわる森林法第10条の2に基づく林地開発の許可を与えないよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月19日

和歌山県有田川町議会

なお、意見書提出先は、和歌山県知事であります。

慎重に御審議いただき、御賛同賜りたくよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（殿井 堯）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第3 報告第19号……………

○議長（殿井 堯）

日程第3、報告第19号、一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

合併以来、約20年、毎年この事業報告ということで、ふるさと開発公社からの報告がございます。こういう形の中で、今、現在、施設も古くなってきているし、また

改築も、修繕も取り組んでいかなだめなので、町に応援していただきたいと、こういう声も先日、聞きました。

まず、有田川町ふるさと開発公社が一般財団法人になったということについて、1点目に、それは今の役員さんで、どのような形で取り組んでいかなんのかという点が1点と、そして旧清水町で約1億円、有田川町、合併してから1億5,000万円、約2億5,000万円の町の公金がふるさと開発公社に投入されているということは、町民はもちろん、議会の何も新人だったらわからないと思うので。役場職員は全てわかっていると思うんですけど、一応、確認のために有田川町から、ふるさと開発公社に幾ら出資しているのか。そして、今の経営で言えば、1,990万円ほうり込んで、約200万円ほどの黒字ができて、わかりやすく言えば、2,000万円ほうり込んで、200万円の黒字ですといったら、1,800万円の赤字やと、そういうことになっているんで、まずその点を担当のほうから、今のふるさと開発公社と町の間というものを基本的な形ではっきりしとかなんだらだめなので、その点だけ部長のほうからお聞きしたいと思うのです。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

ただいまの亀井議員の御質疑にお答えいたします。

まず1点目、一般財団法人になった、ふるさと開発公社はどういう形で取り組んでいかないかかという御質疑に対してでございます。一般財団法人になっている、ふるさと開発公社、うちの各観光施設を指定管理していただいております。その指定管理していただいている施設を適正に管理していただくと。そして、清水地域の観光、それから地域の雇用、そういう面でしっかりとやっていただくということがこの数字かなと思っております。

それから、出捐金の推移につきましては、まず合併前の平成3年11月に旧清水町時代にふるさと開発公社が設立しております。そのとき、平成3年11月に1億円、それから平成13年3月に5,000万円、そして合併前の平成17年の9月に2,000万円、それから同年の12月に3,000万円、合併前に2億円ということになります。それから平成18年に合併いたしまして、平成20年の10月に有田川町になりましてから、2,000万円の出捐金を出しております。合計で言いますと2億2,000万円という形になっております。

そして、3点目の1,990万円の指定管理料を今、支払っておるわけでございます。それについて、今年度は230万円ほどの黒字ということで、その点はいかななものかということでございます。1,990万円の指定管理料ということになりますので、今の町の施設を管理運営していくには、この金額が必要であるということで、それはそれだけ出しとるから、それ以上のということでは、私的にはないと理解して

おります。少なくともその金額がなければ、指定管理を受けられない金額ということで認識しておりますので、そこをゼロと考えていただきまして、公社としてもできる限りの努力をして、230万円程度の黒字を出しているということで、管理運営は頑張っておってくださっておると思っております。

以上でございます。

○議長（殿井 堯）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

ただ、ちょっと、もう一度確認したいんやけど、出捐金と言われていたけど、出捐金になっているんかというのが1点と、要は非常に経営が難しいというのは、この10年間よくわかっているんやけど、その中で議会の担当委員会とも相談しながら運営していますというけど、やっぱりこういうことになったら、コンサルとか専門的なところでぜひ、ふるさと開発公社の運営していることをやってほしいよと言って、どれだけの会社が手を挙げるか。それは今の運営自体の問題とか、地域的な問題とか、いろいろあると思う。

やっぱりこういうことについては、部長も一生懸命、歴代の部長、また清水の行政局長、一生懸命頑張ってくれて、取り組んでくれてるんやで、その2,000万円、3,000万円と、有田川町になってから出したときも、まあ見ててください。2年間、見てくださいと言って、ここで答弁しまくっていたけどね、今の部長の話やったら230万円を稼いでもらうのには約2,000万円の組み入れは当たり前ですよというのとりにように聞こえたので、いかがなものかな。

まずは、この出捐金と言うけど、出資金、出捐金、預託金とか、こういう項目があって、もう金は要らんで、町から寄附しますで、使ってくださいよという返済なしの寄附とか義援金扱いな形に、出捐金というふうになっていると思うんやけど、その点をもう一度確認したいのと、そして町長に、やっぱり町として旧清水町のときからもこれはあると。できるだけ今の時代に合ったような形で取り組んでほしいと。僕、今の部長のを聞いて、議員がみんな善意やし、町長もそう思っているけど、踏み台に2,000万円の金があって、230万円の利益が上がっていますと公然と答えるというのがちょっとずれていると思う。あくまでも、これなんかでも一応報告ですと。はい、わかりましたと言ったら、どんどんお金が行くんで、やっぱりこの辺の、有田川町全体の中で、吉備地区はどんどんふえている。清水地区は減っている。金もうけは清水が倒産やないかという話ではないと。一般質問もさせてもらった、文化中心として、有田川町を1つにやっていかなんだらあかんと。そういう形の中で、観光的に、また雇用に対して今の現状でええのか悪いのかというものは、コンサル等も含んで、行政、またふるさと開発公社、清水地区の代表の方々とでも一遍取り組む気持ちがあるか、ないかというのが1点と、そちらにもう1点、出捐金と言うたけど、そ

の正確な金額、監査報告でここへ出してくれている資料へみんな入っているけど、そういう項目で入ってないと思いますよ。その2点。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

まず、私のほうから、出捐金に対しましての答弁をさせていただきたいと思います。出捐金につきましては、亀井議員さんがおっしゃったとおり、これはあくまでも寄附というような捉え方でよろしいかと思います。

それと、金額につきましては、今まで、先ほども話をさせていただきましたとおり、合計額で2億2,000万円、これには間違いはございません。

以上です。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

ふるさと開発公社の経営状況というのは前々から問題になっていました。多分、旧清水町時代に建設した当時は非常に人口も多くて、景気もええときやったので、年間たくさんのお金をもうけて、一旦貯蓄したときもあったようでありますけれども、時代が大きく変わりました、世の中、不景気になるし、地方にとっては、地方は物すごく過疎化が進んできて、こういう状況になってきたんだと思っています。

ただ、こういう状況で、放っておいたらええんかといえ、そうではなくて、やっぱりいろんな工夫をしながら、去年も二川温泉、閉鎖させていただきました。今、1900幾ら、約2,000万円、委託料として、指定管理料として払っていますけれども、このふるさと開発公社自体がやっぱり旧清水町の大きな目玉に、今のところなっていると思いますし、ある程度雇用も含めて、地域経済の発展に寄与してくれていると思っています。なにせ、広い場所で管理せなあかんので、いろんな問題が出てくるとは思いますけれども、一遍、また理事長とも、この間も理事長と話をして、これを町で持ってもらえんのかというような話も出ました。実際、町で持つというのは不可能で、とても町が運営できないと思い、その中でやっぱりこの施設がなければ、閉めるのは簡単ですけれども、こういった僻地がすぐ疲弊してしまうということで、私としてはあの施設はどうしても残したいなという思いがあります。そういう中で、ただ努力してもらわんと困るんですけれども、一生懸命に努力していただいて、できるだけ黒字額をふやすように頑張ってもらえるように、これからも努力していきたいと思っています。

○議長（殿井 堯）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

すまんのやけど、部長、平成30年度出資金、出捐金、預託金と書いて、監査報告のやつね。監査報告で僕、監査のときやったらこんなことを言えへんねんけど、こういう普通の監査で、何て書いてあるかと、一遍、調べといてください。

要は、町長に、僕、あんなんもう消してしまえ、閉めてしまえという話と違う。そやけど、約2億5,000万円を掘り込んで、出捐金でといたら、義援金と、寄附金という扱いになっていると思うんやで。それも確認してきちっとしていただきたいので、やっぱり清水地区についてということもあるけど、やっぱり雇用の問題と火を消したらだめやと。町長、何をば、清水のあさぎり周辺を5億円、6億円近いお金を突っ込んでしたのが、そういうことやったんと違う。ほかのところ閉めても、そこへ寄ってくるって、そういうことがあったと思うので。

ただ、自分らで公社の役員、地元、町民、区长さん、議員さんを含んだ形の中で、やっぱり合併した以上、きちっと町が運営している以上、ちゃんとしていただきたいと、こういうような話でなってくるんで、やっぱりそうと違って、専門家にいろいろ検討してもらって、ま一回、足元を見直して、今後どうしていくか。約2億5,000万円は、どうぞ使ってくださいって安易に入っているんやけど、一般的に答弁の受けてた出捐金って行って、何かをもらえる可能性もあるんかなと思って出していると思うんやね。それでなければ、町民の金を1つの団体へそんなむやみに掘り込めんと思うんで。特に出捐金というものをま一回確認していただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

改めて再確認させていただきます。

○16番（亀井次男）

議長、暫時休憩を求めます。

○議長（殿井 堯）

暫時休憩いたします。

10時半まで休憩といたします。よろしくお願ひします。

~~~~~

休憩 10時00分

再開 10時29分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします

答弁を求めます。

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

先ほど、私が言わせていただいた出捐金の金額についてでございます。手元の資料に基づいて答弁させていただいたんですが、その資料にちょっと誤りがございました。再確認しましたところ、平成25年度に3,000万円の出捐金の追加がございました。それで改めて、もう一度出捐金の推移について答弁させていただきます。平成3年11月に1億円、それから平成13年3月に5,000万円、平成17年9月に2,000万円、平成17年12月に3,000万円、ここまでが合併以前、旧清水町時代に町から出ております出捐金の金額でございます。合計額2億円でございます。それから平成20年10月、2,000万円、それから先ほどの答弁では漏れておりました、平成25年11月に3,000万円、合わせて、合併後5,000万円出ております。それで、旧清水町時代、有田川町時代合わせまして、合計で2億5,000万円となっております。大変申しわけございませんでした。

○議長（殿井 堯）

亀井議員にお伺いします。今の答弁でよろしいですか。

○16番（亀井次男）

はい。

○議長（殿井 堯）

最後になっていますけど、もう一回、質疑を許します。

○16番（亀井次男）

要は担当課としても、わかりにく点もあると思うんですけど、やっぱりきちっとした形の中で取り組んでいってほしいと。特に、出資金、出捐金、預託金とこういう項目になっているけど、これは出捐金というふうになって、出捐金と読むわけやしよな。この出捐金というものは寄附とか義援金扱いで返済を求めないと、こういうふうになって、出捐って書いて、出捐金というもんがみんなで共有していただいたら、それで一番ええと思う。

もう1つ、最後に町長に、先ほど答弁いただいたんですけど、やっぱり昔は15から16はあって、1つの施設に100万円ずつの指定管理料でちょうだい。普通は指定管理といたら、もらうのが、普通、土地、建物、機材まで入れて、任すんやさかいに、普通は投資金額の1割ぐらいは指定管理料としていただくというものになっていると思うんですけど、何かどンドン今は突っ込みな話になってしまって、約1,200万円、12施設があって、1,200万円、スポーツパークはもう返したい。何とか持ってください。それやったら、700万円、ちょうだいと言って、いろいろ含んで、1,990万円になってきた。だから、その中で閉めたら、100万円減るとかいう話もあったけど、それがもうどっかへ、何かなし崩しで、閉めたところも含んで、金額は変わっていないと思うんよ。やっぱりそういうこともあるんで、ただ僕としてはこの質問の趣旨は、ふるさと開発公社が永遠に発展を望むために質問しているんであって、潰してしまうという話ではないということなんで、やっぱり先ほども言ったよ

うに、プロのコンサル、あるいは経営者に一遍、地元でも講義していただき、もしそれは有田川町全体としても講義を受けたらええと思うので、その点を町長に最後の締めとしてお聞きしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

ふるさと開発公社、大変なことになっておりますけれども、今まであった施設もたくさん閉めてきました。ただ、閉めたからそれだけ利益が浮くかといったら、そうではなくて、それ以上に過疎化、それから都会から来てくれる人が非常に少なくなってきたということで、これからも一生懸命、理事長も無報酬でずっと頑張ってくれていますし、私としては大事な施設でありますので、できるだけ皆さん方に御承認をいただいて、長く続けられるようにこれからもみんなで開発公社ともども努力をしていきたいなと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと見とめ、報告を終わります。

……………日程第4 議案第45号……………

○議長（殿井 堯）

日程第4、議案第45号、平成30年度有田川町一般会計補正予算、第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷。

議案第45号について質疑をさせていただきます。

まず、最初に歳出の17ページに、放課後児童健全育成事業委託料、当初4,837万6,000円だったのが、追加449万8,000円となります。この説明をお聞きしたときには夏休みの期間中、藤並小学校の3階の教室を利用して、学童保育を行うということでありましたが、なぜ夏休みという期間なのか。またなぜ教室の利用となるのか。そして、この分の予算額は幾らなのでしょう。御説明いただきたいと思います。

また障害児2人から4人になるということですが、この分の予算額は幾らでしょうか。

次に、21ページの藤並小学校用地購入整備関連予算で5,176万5,000円ですが、土地購入面積で985平方メートルの予定で、わかりやすく正方形の形を言いますと、約31メートル掛ける31メートルになりますが、職員の駐車場と児童増に対応しての教室の増築とお聞きしていますが、この予算額だと駐車場整備だけの予算となると思うのですが、車を置くとすれば何台置けるのか。

それから、同じく21ページの、体育施設費のきび体育館の床の改修工事ですが、約5,340万円を予算化しておりますが、大きな金額になっていると思うんですが、これの内訳を御説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

まず、放課後児童健全育成事業の委託料であります。なぜ、夏休みの期間中だけかということをございました。夏休みの期間中だけの利用者が47名いるためです。そして、施設については手狭なため、藤並小学校の教室をお借りしての保育となります。この分の予算は42万5,000円です。

そして、障害児の受け入れ強化推進事業につきましての加算額は359万2,000円です。

続きまして、藤並小学校用地購入整備関連予算でございます。正方形にすれば、確かに31メートル掛ける31メートルになるんですが、取得を予定している土地の形状につきましては、間口が16メートル、奥行きが約60メートルとなりまして、その真ん中に5メートル程度の通路をつけまして、両脇に駐車スペースがとれると思いますので、50台程度の予定をしております。今回はその駐車場の整備だけの予算でございます。

続きまして、体育施設のきび体育館の床の改修工事でございます。まだ、概算段階ではございますが、既存の床、かなり傷んでいまして、その撤去に1,010万円の予定でございます。そして、合成床組、床張り一式で4,330万6,000円、合計5,340万6,000円の補正とさせていただきたく考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

再質疑をさせていただきます。

まず、放課後児童健全育成事業の予算化でありますけれども、6月議会で、当初予算が済んだばかりということで、こういう予算というのは当初で見込まれるはずだと

思うんですが、なぜ見込めなかったのか、理由を説明していただきたいのと、それから、藤並小学校用地購入費で、児童数の推移から見て、増築しなければならないということもあるということですが、大体、増築しなければならない年度をどのように見込んでいるのか、その点をお伺いしたいのと、直接これはこの予算には関係ないんですけれども、災害復旧予算を組んでいることと、緊急性を要することから、再度質疑をさせていただくのですが、大阪で起こった大地震ですね、これで小学校の壁が崩れて、小学生が亡くなる、また年配の方が亡くなるという大変痛ましい事故が起きました。本当に御冥福をお祈りしながら、こういうことが起こらないように、この際、町も町内の小学校施設などの公共施設の、特に塀なんかに限ってでも、調査しながら対応は要るのではないかと思います、国からもそういう指示が出ているそうですが、その点も含めて御答弁いただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

なぜ、放課後児童健全育成事業は当初から見込まれなかったかというところでございます。当初の予算編成時には利用者数が確定されておらず、またそれに伴っての職員の採用の見込みが立っていなかったのです。

続きまして、藤並の小学校の用地取得の件なんですけど、いつから教室を増築しなくてはならないのかという御質疑だったかと思います。現在の出生数の推移からは、まず平成36年度以降だと思えます。ただ、藤並小学校区の平成29年度の実績では、共同住宅が6棟、そして農地転用許可数が63件あります。宅地化が加速すれば、早まるかもしれないというところでございます。

そして、痛ましい今回の地震による犠牲者を出したことにつきまして、教育委員会といたしましても、きのう、早速、常日ごろの点検というのはもちろんやっているところではありますけど、いま一度施設長を通して、点検するように伝えて、今、その情報を収集中でございます。特に目立ったところというのは常日ごろの点検からはあらわれてきてはおりません。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

今の最後の件なんですけど、もしそういう問題が出てきた場合には、議会にぜひ報告を求めておきたいと思えます。議長、よろしく申し上げます。

○議長（殿井 堯）

はい。

ほかに答弁はございませんか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第47号……………

○議長（殿井 堯）

日程第5、議案第47号、有田川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第6 議案第48号……………

○議長（殿井 堯）

日程第6、議案第48号、有田川町地域振興基金条例及び有田川町低炭素社会づくり推進基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第7 議案第49号……………

○議長（殿井 堯）

日程第7、議案第49号、有田川町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第8 議案第50号……………

○議長（殿井 堯）

日程第8、議案第50号、有田川町辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第9 議案第51号……………

○議長（殿井 堯）

日程第9、議案第51号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第10 議案第52号……………

○議長（殿井 堯）

日程第10、議案第52号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

本案は産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、谷畑進君。

○産業建設住民常任委員長（谷畑 進）

議長のお許しが出ましたので、御報告申し上げます。

去る6月5日議会初日、当委員会に付託された、議案第52号の有田川町道路線の認定に関する議案について、産業建設住民常任委員会における、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、6月6日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長から付託案件について、路線の概要の説明を受け、現地にて状況の調査を行い、慎重に審査しました。

議案第52号については、本路線は、水尻地内において、宅地造成開発事業に伴い、町に対して寄附された土地であり、幅員は6メートル、延長は69.63メートルであります。宅地分譲予定戸数は6戸で、住民の利便性向上のため、また、町道認定の基準に該当しており、町道として認定することが妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、よろしく、御審議の上、決定くださいますよう、お願い申し上げまして、御報告を終わります。

○議長（殿井 堯）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第11 議案第55号……………

○議長（殿井 堯）

日程第11、議案第55号、有田川町農業委員会委員の任命の同意についてを議題

とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

……………日程第 1 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしく願います。

……………日程第 1 3 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 3、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第14 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第14、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしくお願いいたします。

……………日程第15 議員派遣の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしく申し上げます。

……………日程第16 議長への委任について……………

○議長（殿井 堯）

日程第16、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第2回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 10時54分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 殿 井 堯

有田川町議会副議長 小 林 英 世

3 番 議 員 椿 原 竜 二

1 4 番 議 員 新 家 弘